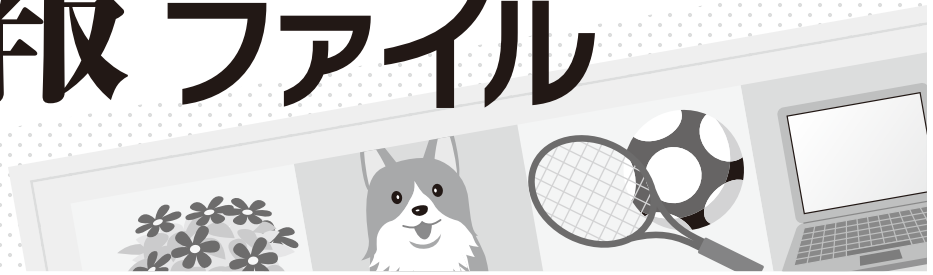


情報ファイル

information file



国保・医療

**国民健康保険税
第7期の納期限は
1月31日(金)です**

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険に加入している皆さんの医療費の支払いに充てられる目的税です。

納期限内に納めていただかないと、国民健康保険事業の運営に支障をきたすことがあります。

かならず納期限内に納めましょう。

◆**口座振替を利用してください**
国保税を納めるには、口座振替が便利で安心です。納期ごとに金融機関やコンビニなどに出向いて納める必要がなく、預金口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがありません。

申込手続きは、金融機関および市民窓口グループで行うことができます。通帳と通帳に使用している印鑑を持参してください。

なお、口座振替を利用している方は、残高の確認をしてください。

問合せ先

市民窓口グループ
☎5211111（内線261・262）

**国民健康保険・後期高齢者医療加入者の皆さんへ
所得額にかかわらず
申告してください**

◆**保険税（料）の軽減などの措置が受けられる場合があります。**

◇**国保・後期高齢者医療の加入者は、所得がない方も全員申告してください。**

「私は所得が少なく、申告の義務がないから」と申告をしないと、適正な国民健康保険税や後期高齢者医療保険料が算定できません。

被保険者の総所得金額（世帯の加入者全員の所得を合計した額）が、法律で定められた金額以下の場合や、市民税が非課税の場合など一定の要件を満たすと、保険税または保険料が軽減されます。

また、入院の場合の食事代の減額や、高額療養費にかかる医療費の自己負担限度額が少なくなる制度などもあります。

しかし、申告がされてないと、これらの制度に該当するかどうか判定ができません、せっかく

住宅

有利になる制度を利用できないことがありますので、忘れずに申告をしてください。

問合せ先
市民窓口グループ
☎5211111
国民健康保険担当（内線261・262）
後期高齢者医療担当（内線227・217）

住宅

借上公共賃貸住宅 入居者募集

募集住宅

- ・エクセル湯山（湯山町五丁目3番地4）
- ・ロイヤル八幡（八幡町五丁目1番地19）
- ・パークビレッジ（神明町二丁目12番地1）
- ・ピラ湯山（湯山町二丁目2番地4）
- ・ハイツセブン（呉竹町四丁目10番地3）
- ・家賃など
・準耐火2階建て4DK・3LDK
・家賃 6万8,400円〜7万1,700円

申込資格

・同居または同居しようとする親族（内縁関係にある者、婚約者を含む。以下同じ）があること。

・同居または同居しようとする親族が、借上住宅に関する条例に規定する暴力団員でないこと。

・収入基準（所得月額）が20万円を超え、44万5,000円以下の世帯
現在、住宅に困窮していることが明らかでない世帯

・市区町村税を滞納していない世帯

その他
・小型の物置が各戸にあります。

・入居すると家賃以外に共益費・駐車場料金が必要です。
・収入基準計算方法・間取りなど、詳しくは問い合わせてください。

受付期間 随時（祝日を除く）
土・日曜日は午前中のみ可
申込・問合せ先
市民生活グループ
☎5211111（内線265）

